

帯市活第 47 号
令和7年5月12日

町内会長各位

帯広市長 米 沢 則 寿
(市民福祉部地域福祉室市民活動課担当)

町内会のお知らせ等回覧の廃止について

日頃から町内会活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このことにつきまして、『「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針」の策定について（令和7年3月27日付、帯市活第254号）』でお知らせしましたとおり、町内会の負担軽減の観点から、今後、市からのお知らせ等回覧については原則廃止することとしましたので、ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 原則廃止する文書（一例）

- ・ 広報おびひろに掲載し周知を行うもの
- ・ 庁外団体、外郭団体、指定管理者などの事業で、市が直接主催しないもの
- ・ 学校や警察など関係機関からの情報提供
- ・ 地域内での工事、イベント等の周知を行うもの

2 その他

町内会活動に直接関わる事務に必要な書類のほか、町内会が会員となっている、帯広市町内会連合会、交通安全推進委員連絡協議会、青少年育成者連絡協議会等の書類等につきましては、引き続き送付させていただきます。

【担当】

帯広市市民活動課市民活動係

電 話 65-4130

メール active@city.obihiro.hokkaido.jp